自由民主党
政務調査会長　　小林　鷹之　様
組織運動本部長　　松野　博一　様

2026年10月
一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会/代表理事会長
日本臨床検査技師連盟/連盟代表
長 沢　光 章

令和９年度
予算・税制等に関する要望書/一般政策要求

我が国が直面する人口減少と少子高齢化が進む2040年問題や社会保障制度の課題解決、そして地域医療体制の確保等についての要望をまとめましたので要望書を提出致します。
医療DXの推進、医療技術の進歩と細分化、医療環境の変化に対応するための医療提供体制の更なる整備促進は、政府としての喫緊の課題と考えられていますが、当会も、臨床検査の専門家として、医療現場において「国民に質の高い医療を提供する」ために次の事項について要望致します。何卒、ご配慮いただけますようお願い致します。

●医療提供体制等を確保するための要望
・臨床検査技師の業務拡大に関する要望・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・**P1**
・都道府県別の臨床検査技師の需給推計の実施と人材確保施策の推進の要望・・・・・・・・・・・・**P2**

●国民の健康を守る検体検査の品質・精度確保のための要望
・精度管理の義務化の要望・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・**P3**
・臨床検査精度管理センター（仮称）設置の要望・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・**P4**
・高度な知識・技術を必要とする検体検査の品質の確保のための人的要件新設の要望・・・・・・・・**P5**

【重点要望】
【新規要望】

臨床検査技師の業務拡大に関する要望

【現状と課題】

- ✓ 医師の働き方改革に伴い、令和３年の法改正により、臨床検査技師の業務範囲が拡大されタスク・シフト/シェアが推進されてきた。
- ✓ タスク・シフト/シェアを進めている中で、関連・付随業務において現行法令上実施可能か不明確な行為や検査から治療までの一連の工程を行う上で実施できない行為があり、タスクシフトが進まない事例などの課題が見えてきた。
- ✓ 一方、少子高齢化が進む中で、医療関係職種の安定的な確保・養成の課題が上がる中で、地域医療を支えるためにも臨床検査技師への更なる業務拡大が必要である。

【業務拡大が必要な行為】

１．心臓カテーテル室業務
　〇検査～治療まで一連工程として実施する業務において現行法令上実施可能か不明確な行為
　〇医師の具体的指示の下、血管拡張用バルーンに係る体外のインデフレーター装置の操作
　〇医師の具体的指示の下、血管内光断層撮影に関する装置の操作
２．内視鏡業務
　〇検査～治療まで一連工程として実施する業務において現行法令上実施可能か不明確な行為

関連法令の改正や省令等による明確化が必要

医療提供体制等を確保するための要望-2

【新規要望】

都道府県別の臨床検査技師の需給推計の実施と人材確保施策の推進の要望

【現状と課題】

- ✓ 2040年に向けて、18歳人口の減少が急激に進む中で、医療関係職種の安定的な養成・確保は喫緊の課題であり、そのためにも臨床検査技師の需給実態の把握と将来推計を実施することは、地域における臨床検査技師の人材確保の施策を進める上では重要である。
- ✓ また臨床検査技師の実人員の把握はされておらず、医師・歯科医師・薬剤師は免許取得者※1、看護師等・歯科衛生士・歯科技工士は就業者について、2年に一度届出義務が法律に規定※2されているが、臨床検査技師にはこの定めはない。※1医師・歯科医師・薬剤師統計により実態を把握　※2衛生行政報告例により実態を把握
- ✓ 少子高齢化や人口減少に伴う医療需要の変化、医療提供体制の再編等を踏まえ、臨床検査技師の安定的な養成・確保は重要な課題となっている。一方、養成施設の所在地や卒業生の就職先、医療機関の配置等は地域によって異なり、全国一律の把握だけでは、地域ごとの人材需給の実態や将来的な課題を十分に捉えられない可能性がある。

【対策案】

- ✓ 臨床検査技師の実人員を把握するため、届出義務の根拠規定を臨床検査技師等に関する法律に規定する。潜在臨床検査技師を把握することは、上記の課題解決に有効である。
- ✓ その上で、国による都道府県別の需給実態の把握や共通の指標・手法による将来需給推計の検討・実施は不可欠である。

国において、臨床検査技師の実人員を把握、都道府県別の臨床検査技師の就業状況、養成・就職動向、医療需要等を踏まえた需給実態の把握及び将来需給推計を進め、その結果を地域の実情に応じた計画的な養成・確保施策に活用することを要望する。

国民の健康を守る検体検査の品質・精度確保のための要望- 1 【継続要望】

精度管理の義務化の要望

- 医療DXを推進する上で、６情報のひとつ「検査」の品質・精度が確保されていることが大前提である。一方、正確で迅速な診断・治療が求められる医療現場においては、精度が担保された検体検査結果が必要不可欠である。
- 平成30年12月に施行された改正医療法においては、医療機関の内部精度管理の実施と外部精度管理の受検については努力義務となった。

特定機能病院及び地域医療支援病院のあり方に関する検討会（令和7年2月26日）

医療法で努力義務となっている**内部精度管理と外部精度管理調査を特定機能病院に対して義務化することを決めた。**別に検討している特定機能病院の基準見直しの一環として実施する予定で、現時点で実施時期は明確にしていない。

義務化を決めたのは、遺伝子関連検査・染色体検査以外の検体検査の内部精度管理と外部精度管理調査。遺伝子関連等検査の外部精度管理も努力義務だが、今回の決定の対象外で変更しない。遺伝子関連等検査の内部精度管理は現在も義務となっている。

「特定機能病院に関する事項について」の一部改正について（令和8年8月28日）

主に、特定機能病院の業務報告等に関する変更であり、令和7年2月の上記検討会で決定した内部精度管理と外部精度管理調査を特定機能病院に対して義務化については、施行されなかった。

医療DXを見据えて、特定機能病院の精度管理に関する義務化の早期施行や地域医療支援病院における内部精度管理の実施、外部精度管理調査の受検を施設要件に加えることにより、施設の機能に相応する品質が確保された検体検査の提供へとつながる。

国民の健康を守る検体検査の品質・精度確保のための要望-２ 【継続要望】

臨床検査精度管理センター（仮称）設置の要望

臨床検査において、外部精度管理は内部精度管理と同様に検査の品質・精度を確保する上で重要な役割である。医療DXの政策を推進する上でも、臨床検査精度管理センター（仮称）の設置は必要である。

【現状の課題】

- ✓ 臨床検査技師等に関する法律施行規則において、衛生検査所の開設者の義務として外部精度管理調査の受検が義務となっているが、複数の実施団体があり、どの外部精度管理調査を受検すべきか決められていない。
- ✓ 各団体は、年1回実施するに留まっている（年複数回実施することが望ましい）。

【対応策】

外部精度管理調査の司令塔となる「臨床検査精度管理センター（仮称）」を設置し、日本における外部精度管理調査を1本化・統一化し精度の確保を図る。

【期待できる効果】

- ✓ 病院、診療所、衛生検査所等が同一の外部精度管理調査を受検することにより、結果を比較・検討することができる。
- ✓ 年に複数回実施することにより、より信頼された検査データを患者に提供できる。
- ✓ COVID-19のような新規項目の外部精度管理調査についても対応先が明確となる。

日本における外部精度管理調査の位置づけを明確化することにより、品質・精度が確保された臨床検査の提供へとつながる。ひいては国民の利益にもつながることが期待できる。

国民の健康を守る検体検査の品質・精度確保のための要望-３　【継続要望】

高度な知識・技術を必要とする検体検査の品質の確保のための人的要件新設の要望

臨床検査技師等に関する法律
（名称の使用禁止）
第二十条　臨床検査技師でない者は、臨床検査技師という名称又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。

臨床検査技師は名称独占のみであり、検体検査に業務制限がない。検査の精度と国民の健康を守るため、法的制限のない検体検査業務を専門的知識と技術を有する臨床検査技師へ集約することが必要不可欠ではないか。

（平成17年4月21日）　臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律改正の付帯決議より一部抜粋

【附帯決議】政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。
三．人体から排泄され、又は採取された検体に係る第二条に規定する検査のうち、**高度な医学的知識及び技術を必要とするもの**については、検査の適性を確保するため、**臨床検査技師等の専門的知識や技能を有する者が行うことが望ましいことから**、周知に務めること。

※高度な医学的知識及び技術を必要とする検体検査として、「細胞判定に関する検査」、「微生物学的検査」、「輸血に関する検査」を位置づける。

（令和2年2月19日）　医師の働き方改革を進めるためのタスク・シフト/シェアの推進に関する検討会（第６回）
資料3　現行制度上実施可能な業務の推進について

現行制度上実施可能とした業務について＜臨床検査技師＞
臨床検査技師により細胞診や超音波検査等の**検査所見を報告書に記載し、担当医に交付**すること
↓
報告書は疾病の診断・治療・経過観察の重要な根拠となるため、十分な知識・技術を有した専門職が作成する必要がある

検査結果が患者診療に重大な影響を及ぼす高度な医学的知識及び技術を必要とする検体検査（細胞判定に関する検査、微生物学的検査、輸血に関する検査）に関しては、専門的知識・技能を有した臨床検査技師が行うことの人的要件を含んだ基準を臨床検査技師等に関する法律に定めることにより、品質の確保された検査結果が提供される。